

広島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和六年四月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	安芸太田病院介護医療院	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地	令和 6 年 4 月 16 日